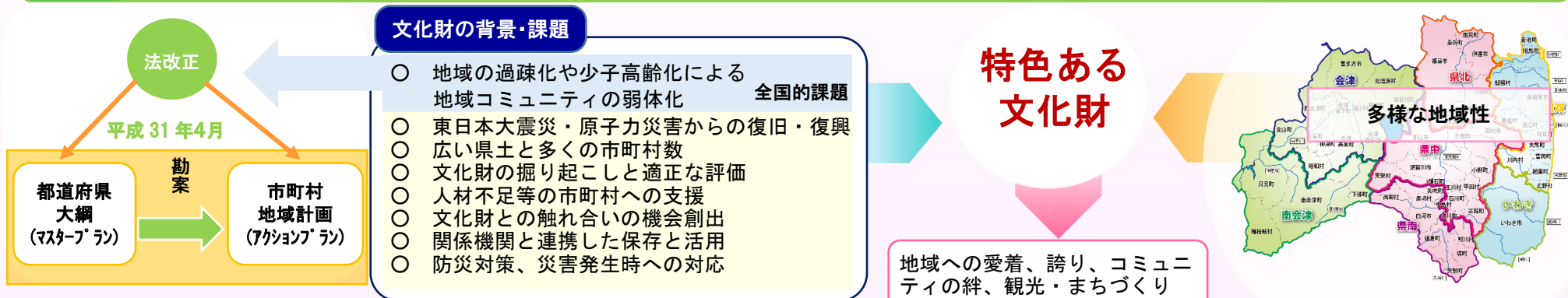


福島県文化財保存活用大綱について

令和2年3月23日 策定
福島県教育委員会
(文化財課)

背景と目的

平成31年4月に文化財保護法が改正され、文化財保存活用大綱（都道府県）、文化財保存活用地域計画（市町村）の策定が制度化されました。本県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る本県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めて行く上で、共通の基盤とすることを目的に大綱を策定しました。



福島県文化財保存活用大綱の策定

理念

地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ

記載事項

- 福島県の歴史と文化の特色
- 文化財の保存と活用に関する基本の方針
- 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置
- 市町村への支援の方針
- 防災・災害発生時の対応
- 文化財の保存と活用の推進体制

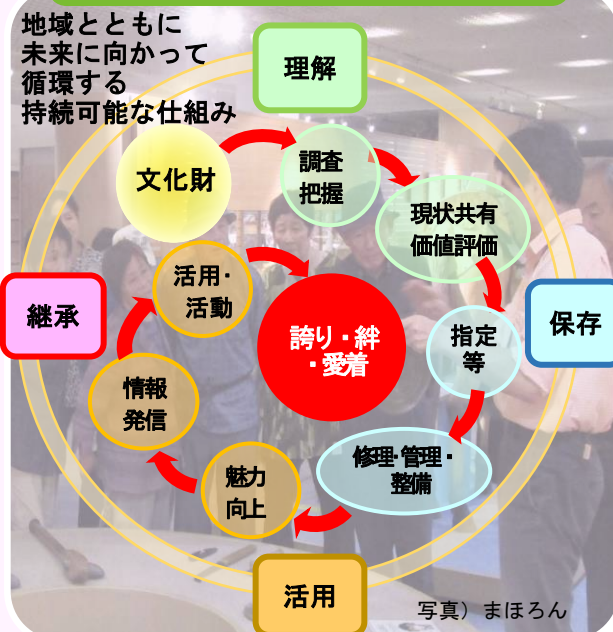
基本方針

- 1 新たな文化財の掘り起こし
- 2 文化財の確実な保存と継承
- 3 地域に根ざした文化財の活用の取組
- 4 文化財を通じた地域への愛着と誇りの育み
- 5 文化財を通じた地域創生
- 6 東日本大震災からの復興と防災の強化
- 7 関係機関との連携強化

県が講ずる措置

- 文化財の悉皆調査、データベース化の推進
- 適切な指定等、持続性のある保存管理、保存体制づくり
- 地域の特色ある文化財の活用促進
- 文化財の情報発信、触れる機会の創出
- ひとづくり、まちづくりとの連携
- 東日本大震災からの復興、地域の絆再生への寄与
- 地域全体で支えるための連携づくり
- 市町村への支援の充実強化
- 災害発生時の相互応援協定締結など平時の取組の強化
- 文化財の保存と活用の推進体制の連携強化

目指すべき文化財の保存と活用の姿



県民・市町村・県・関係団体・専門機関の連携・共働